

意見書案第4号

提出先

内閣総理大臣、防衛大臣

集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障関連法案」
の制定を行わないよう求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次の
とおり提出する。

平成27年6月30日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者 宗像市議会議員 新留 久味子

賛成者 宗像市議会議員 植木 隆信

提案理由

これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとする安全保障法制は、各報道機関の世論調査でも「国会で国民に十分説明していない」が8割、「今国会での成立に反対」が6割に上っている。

また、先日行われた国会での参考人質疑では、与野党推薦の憲法学者がそろって「今回の安保法制は、憲法に違反している」と主張した。

立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするものであれば、国民的な議論と合意が当然必要である。

よって、集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障関連法案」の制定を行わないよう強く求めるため、関係各機関に意見書を提出するもの。

集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障関連
法案」の制定を行わないよう求める意見書（案）

安倍内閣は、今国会に与党合意された集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障関連法案」を国会に提出した。そして国民注視の中、国会審議入りし、本格的な論戦がはじまった。この法案に対しての各紙世論調査（5月22～24日）を見てみると、今国会成立について反対が54%～56%となっており、賛成の25%～32%を大きく上回っている。さらに国会審議が進むにつれて反対の世論が増えると予想されている。

この法案には、3つの大問題が含まれている。

第1の問題は、戦闘地域での活動である。戦争中の輸送・補給などの「後方支援」を随時可能にする恒久法と周辺事態法改正で、これまでの派兵特別措置法で禁止されてきた「戦闘地域」で活動できることになることである。そうなれば、相手側から敵と見なされ攻撃を受けることは容易に推測できる。攻撃されれば自衛隊が武器を使用し、応戦になる危険が格段に高まることになる。

第2の問題は、PKO（国連平和維持活動）法改定の問題である。国連が統括していない活動の国際治安支援部隊（ISAF）活動に参加する、治安維持任務の新設と武器使用権限の拡大ができることである。この活動で3、500人の戦死者が出ていることを直視すべきである。

第3の問題は、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、集団的自衛権行使を内閣の判断でできるようにすることである。国際法違反の侵略行為である先制攻撃を米国が行った場合でも「政府が客観的・合理的に判断する」と安倍首相は国会答弁しているように、地球の裏側まで自衛隊を派兵し、米国と一緒に戦争しようとしていることである。

今年は、第二次世界大戦終結から70年目の節目を迎えた年である。戦争当時の過酷な経験をされた方が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受

け継ぐ必要が高まっている。

また、戦争の反省の上で制定された日本国憲法ができて65年になる。憲法の基本原則となっている「国民主権、基本的人権、恒久平和」の精神は国民の中に定着し、国際的にも高く評価されている。いま、戦後日本の国のあり方を根本から転換しようとしているのが、集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障関連法案」である。これまで日本国民が守ってきた平和を脅かすことがあってはならない。

よって、本市議会は、国に対して、国民合意のないまま「安全保障関連法案」の制定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

福岡県宗像市議会議長 吉田 益美